四　機構法第二十三条第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項
五　機構法第二十三条第五号に規定する国立大学寄託金の運用に関する事項
六　機構法第二十三条第六号に規定する大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成に関する事項
七　機構法第二十三条第七号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項
八　機構法第二十三条第八号に規定する研究者の交流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項
九　機構法第二十三条第九号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項
十　機構法第二十三条第十号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項
十一　機構法第二十三条第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
十二　機構法第二十三条第十二号に規定する附帯業務に関する事項
十三　［略］
十四　［略］
十五　［略］
第五条　［略］
第六条　［略］
第七条　［略］
第八条　［略］
第九条　［略］
［条を削る。］
（会計の原則）
第十条　［略］
２　［略］
３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十九条第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

四　機構法第十八条第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項
［号を加える。］
五　機構法第十八条第五号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項
六　機構法第十八条第六号に規定する研究者の交流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項
七　機構法第十八条第七号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項
八　機構法第十八条第八号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項
九　機構法第十八条第九号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
十　機構法第十八条第十号に規定する附帯業務に関する事項
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］
第二条　［同上］
第三条　［同上］
第三条の二　［同上］
第三条の三　［同上］
第四条　［同上］
第五条から第七条まで　削除
（会計の原則）
第八条　［同上］
２　［同上］
３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。
第十一条　［略］
第十二条　［略］
第十三条　［略］
第十四条　［略］
第十五条　［略］
第十六条　［略］
第十七条　［略］
第十八条　［略］
第十九条　［略］
第二十条　［略］
第二十一条　［略］
第二十二条　［略］
第二十三条　［略］
第二十四条　［略］
第二十五条　［略］
第二十六条　［略］
第二十七条　［略］
第二十八条　［略］
第二十九条　［略］
第三十条　［略］
（合同運用に係る資金の管理）
第三十一条　機構は、国立大学寄託金、助成勘定に属する資金及び寄託金運用業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあっては、合同して運用することとした資金（以下この条において「合同運用資金」という。）を時価により合理的に評価した額を、寄託金運用勘定及び助成勘定の各勘定から合同運用資金に受け入れた金額により按分し、それぞれこれらの勘定に帰属させ、管理するものとする。
（助成資金運用の基本方針に記載すべき事項等）
第三十二条　機構法第二十九条第一項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　助成資金運用における運用の目標（運用収入の目標を含む。）及び手法、損失の危険の管理その他の運用の方針

第九条　［同上］
第九条の二　［同上］
第九条の三　［同上］
第九条の四　［同上］
第十条　［同上］
第十条の二　［同上］
第十一条　［同上］
第十一条の二　［同上］
第十一条の三　［同上］
第十二条　［同上］
第十二条の二　［同上］
第十二条の三　［同上］
第十二条の四　［同上］
第十二条の五　［同上］
第十二条の六　［同上］
第十三条　［同上］
第十四条　［同上］
第十四条の二　［同上］
第十四条の三　［同上］
第十五条　［同上］
［条を加える。］